

刑法等の一部を改正する法律案要綱

第一 刑法の一部改正

一 有期の懲役及び禁錮

- 1 有期の懲役及び禁錮は、一月以上二十年以下とすること。（第十二条、第十三条関係）
- 2 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮の刑を減輕して有期の懲役又は禁錮とする場合においては、その長期を三
十年とすること。（第十四条第一項関係）

- 3 有期の懲役及び禁錮を加重する場合には、三十年にまで上げることができるものとすること。（第十

四条第二項関係）

二 刑法の罪の法定刑等

- 1 わいせつ、姦淫及び重婚の罪（第二十二章）関係

- (一) 強制わいせつ及び準強制わいせつの各罪の法定刑を六月以上十年以下の懲役とすること。（第一百七十六
条、第一百七十八条第一項関係）

- (二) 強姦及び準強姦の各罪の法定刑を三年以上の有期懲役とすること。（第一百七十七条、第一百七十八条第二項
関係）

(三) 集団強姦等

- (1) 二人以上の者が現場において共同して強姦の罪（第一百七十七条）又は準強姦の罪（第一百七十八条第二

項)を犯したときは、四年以上の有期懲役に処するものとする。 (第百七十八条の二関係)

(2) (1)の未遂は、罰するものとする。 (第百七十九条関係)

(四) 強姦致死傷の罪の法定刑を無期又は五年以上の懲役とすること。 (第百八十一条第二項関係)

(五) 集団強姦等致死傷

集団強姦等の罪 (第百七十八条の二) 又はその未遂罪 (第百七十九条) を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処するものとする。 (第百八十一条第三項関係)

2 殺人の罪 (第二十六章) 関係

殺人の罪の法定刑を死刑又は無期若しくは五年以上の懲役とすること。 (第百九十九条関係)

3 傷害の罪 (第二十七章) 関係

(一) 傷害の罪の法定刑を十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金とすること。 (第二百四条関係)

(二) 傷害致死の罪の法定刑を三年以上の有期懲役とすること。 (第二百五条関係)

(三) 危険運転致傷の罪の法定刑を十五年以下の懲役とすること。 (第二百八条の二) 第一項前段中致傷の部分並びに同項後段及び同条第二項中当該部分に関する部分に限る。 (関係)

4 窃盗及び強盗の罪 (第三十六章) 関係

強盗致傷の罪の法定刑を無期又は六年以上の懲役とすること。 (第二百四十条) (負傷に係る部分に限る。)

関係)

三 国外犯処罰

集団強姦等の罪（第一百七十八条の二）及びその未遂罪（第一百七十九条）並びに集団強姦等致死傷の罪（第八十一条第三項）を、国民及び国民以外の者の国外犯とすること。（第三条、第三条の二関係）

第二 刑事訴訟法の一部改正

一 公訴時効の期間

死刑又は無期若しくは長期十五年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪について、時効は次に掲げる期間を経過することによって完成するものとする。

- 1 死刑に当たる罪については二十五年（第二百五十条第一号関係）
- 2 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十五年（第二百五十条第二号関係）
- 3 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年（第二百五十条第三号関係）

二 いわゆるビデオリンク方式による証人尋問

裁判所は、集団強姦等の罪（第一百七十八条の二）及びその未遂罪（第一百七十九条）並びに集団強姦等致死傷の罪（第八十一条第三項）の被害者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所に証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法によって、尋問をすることができるとすること。（第一百五十七条の四

第一項関係）

第三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

組織的な殺人の罪の法定刑を死刑又は無期若しくは六年以上の懲役とすること。（第三条第一項第七号及び第

二項（第一項第七号の罪に係る部分に限る。）（関係）

第四 暴力行為等処罰に関する法律の一部改正

加重傷害及び常習傷害の各罪の法定刑を一年以上十五年以下の懲役とすること。（第一条ノ二第一項、第一条

ノ三第一項（刑法第二百四条の罪に係る部分に限る。）（関係）

第五 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとするこ
と。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

（附則第二条ないし第七条関係）